

# 学校図書館司書教諭講習規程

(昭和29年文部省令第21号)

(この省令の趣旨)

第1条 学校図書館法第五条に規定する司書教諭の講習（以下「講習」という。）については、この省令の定めるところによる。

(受講資格)

第2条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

(履修すべき科目及び単位)

第3条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の下欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科目	単位数
学校経営と学校図書館	二
学校図書館メディアの構成	二
学習指導と学校図書館	二
読書と豊かな人間性	二
情報メディアの活用	二

2 講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和25年法律第118号）第6条に規定する司書の講習において修得した科目の単位であつて、前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

(単位計算の基準)

第4条 前条に規定する単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

第5条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

(修了証書の授与)

第6条 文部科学大臣は、第3条の定めるところにより10単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

(雑則)

第7条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。但し、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平12文令53）抄

(施行期日)

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。